

第1回景観計画策定委員会の対応

No	指摘・意見	対応方針	該当ページ
1	・文化財などのトップダウン資料と、市民アンケートやワークショップなどから市民の意向を整理したボトムアップ資料の両方が出そろったところで、長久手市ではどういうルールを作るべきかという議論になる。	⇒第3章で市民アンケート、市民ワークショップ、長久手フォト・コンテストから市民が考える長久手の景観について整理し、その後の方針や、規制・誘導につながるようまとめました。	P7～P16
2	・景観要素の課題として、変えていく必要のある要素もあるのではないかと。例えば、はなみずき広場、くすのき広場については、誰も居なくて閑散とした状態になっている。	⇒景観特性の公園の課題として記載しました。	P22
3	・里山計画は、とても景観に大きな影響があるし、景観の活動としてもそういったものを支えたいから連携があるべき。	⇒里山基本計画を関連計画として位置づけしました。	P18
4	・「長久手らしさ」ができるように「市民主体のまちづくり」を推進。そのコンセプトに基づき創造していくことが大事。規制などのルールに基づいた景観づくりより、長久手の特徴を出していくことが大事。	⇒景観計画の構成を見直し、長久手らしい景観とは市民が主役となるような景観計画としました。 また、P16にあるように、日々の暮らしの身近な景観については、市民の手で取り組むものと位置づけました。	P3～P17
5	・景観法をベースにはしているけど、最低限のリスクは法律でカバーしつつも、クリエイティブな話もするというのが良いと思う	⇒大規模建築物等は景観形成基準で誘導します。 ⇒景観づくりの実践については、9章と10章で対応します。	P17 9章、10章
6	・街区公園について、もっと交流の場としてもらえるように、公園を芝生化するのはどうか。	⇒みどりの推進課に御意見があったことを申し伝えます。	—
7	・市の西と東で住んでいる人の特性が異なり、西側の住民は古戦場以外の史跡のことを知らない人が多いので、まちづくりへの参加意識を高めることを考えてもらいたい	⇒10章「景観まちづくりの推進」で市民参加を啓発する取組みを検討していきます。	10章
8	・4-1の「景観とは」の景観の解釈がこれでいいのかなって非常に疑問。視覚的な対象を評価している存在が非常に重要だって言っているのに、そのことが書かれていないので、これじゃちょっと不十分だなという感じがします。	⇒構成を見直し、P2「市民の景観への関わりかた」とP3「長久手らしい景観づくりとは、市民の声をとりこみ、活動できる場をつくる」と景観づくりにおける市民の役割について記載しました。	P2とP3
9	・市民の意見を聞いて、計画を作ることが市民参加というのは不十分で、未来を見据えながら、市民参加のための受け皿を計画の中へ盛り込んでいくのがとても大事ななと思います。	⇒序章の3で市民の景観への関わりかたを紹介するとともに、9章で「市民主体の景観形成の推進に向けて」で詳細について検討していきます。	P2 詳細は9章
10	・20頁の丘陵地域というところの「里山景観」は、「里山風景」の方が良い	⇒沿道景観、田園景観、工場景観という景観区分にしておき、表現を合わせる必要があるため里山景観としています。	P36
11	・里山のスプロール化と景観計画区域の丘陵地域の区域について	⇒三ヶ峯丘陵の住宅地等は里山景観との調和と育成を図ることとし、住宅地とはせず丘陵地域に含めるものとして考えています。	P31
12	・要素ごとの景観形成の方針で、拠点にすると途端に3つなったり、景観資源と拠点の関係が分からなかったり、いろんな景観資源がどれだけ利用しているのかも分からないため、もう少し細かく説明できる資料にする必要がある	⇒景観特性の課題→基本方針→要素ごとの景観形成の方針を一連の流れで説明できるように整理しました。	P27～P36
13	・西側の住宅地域、商業地域については、今さら景観と言われても街並みが揃わないため、ガチガチに規制をかけなくていいと思う。	⇒景観形成基準で規制するのはまち並みへの影響が大きい大規模建築物を対象とします。	P37